

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

一	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）	1
二	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	（附則第八条関係） 17
三	環境基本法（平成五年法律第九十一号）	（附則第九条関係） 18

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 基本方針等（第三条 第六条）</p> <p>第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施（第七条 第十条）</p> <p>第四章 登録再生利用事業者（第十一条 第十八条）</p> <p>第五章 再生利用事業計画（第十九条・第二十条）</p> <p>第六章 雑則（第二十一条 第二十六条）</p> <p>第七章 罰則（第二十七条 第三十条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 基本方針等（第三条 第六条）</p> <p>第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施（第七条 第九条）</p> <p>第四章 登録再生利用事業者（第十条 第十七条）</p> <p>第五章 再生利用事業計画（第十八条・第十九条）</p> <p>第六章 雑則（第二十条 第二十五条）</p> <p>第七章 罰則（第二十六条 第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>

<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2、5 (略)</p> <p>6 この法律において「熱回収」とは、次に掲げる行為をいう。</p> <p>一 自ら又は他人に委託して食品循環資源を熱を得ることに利用すること(食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものに限る。)</p> <p>二 食品循環資源を熱を得ることに利用するために譲渡すること(食品循環資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものに限る。)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2、5 (略)</p>
<p>7 </p> <p>(略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第三条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量(以下「食品循環資源の再生利用等」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、政令で定めるところにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。</p>	<p>6 </p> <p>(略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第三条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量(以下「食品循環資源の再生利用等」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、政令で定めるところにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施

(食品関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第七条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はこれを改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

(定期の報告)

第九条 食品関連事業者であつて、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物の発生量が政令で定める要件に該当するもの(次条において「食品廃棄物等多量発生事業者」という。)は、毎年度、主務省令で定めるところにより、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 前項に規定する食品関連事業者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量には、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業であつて、当該事業に係る約款に、当該事業に加盟する者(以下この項において「加盟者」という。)(の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の処理に関する定めであつて主務省令で定めるものが

第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施

(食品関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第七条 (略)

2 (略)

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はこれを改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

あるものを行う食品関連事業者にあつては、加盟者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量を含むものとする。

(勸告及び命令)

第十条 主務大臣は、食品廃棄物等多量発生事業者の食品循環資源の再生利用等が第七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該食品廃棄物等多量発生事業者に対し、その判断の根拠を示して、食品循環資源の再生利用等に関し必要な措置をとるべき旨の勸告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勸告を受けた食品廃棄物等多量発生事業者がその勸告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勸告を受けた食品廃棄物等多量発生事業者が、前項の規定によりその勸告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勸告に係る措置をとらなかつた場合において、食品循環資源の再生利用等の促進を著しく害すると認めるときは、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴いて、当該食品廃棄物等多量発生事業者に対し、その勸告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 登録再生利用事業者

(勸告及び命令)

第九条 主務大臣は、食品関連事業者であつて、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量が政令で定める要件に該当するものの食品循環資源の再生利用等が第七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該食品関連事業者に対し、その判断の根拠を示して、食品循環資源の再生利用等に関し必要な措置をとるべき旨の勸告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勸告を受けた食品関連事業者がその勸告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勸告を受けた食品関連事業者が、前項の規定によりその勸告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勸告に係る措置をとらなかつた場合において、食品循環資源の再生利用等の促進を著しく害すると認めるときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、当該食品関連事業者に対し、その勸告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 登録再生利用事業者

(登録)

第十一条 (略)

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。

一 (略)

二 第十七条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 (略)

5 (略)

6 主務大臣は、第一項の登録をしたとき、又は前項の届出を受理したとき(第十七条第一項の規定により第一項の登録を取り消す場合を除く。)は、遅滞なく、その旨を第二項第三号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

第十二条～第十六条 (略)

(登録の取消し)

第十七条 主務大臣は、登録再生利用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十一条第一項の登録を取り消すことができる。

一 不正な手段により第十一条第一項の登録又はその更新を受けたとき。

(登録)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。

一 (略)

二 第十六条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 (略)

5 (略)

6 主務大臣は、第一項の登録をしたとき、又は前項の届出を受理したとき(第十六条第一項の規定により第一項の登録を取り消す場合を除く。)は、遅滞なく、その旨を第二項第三号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

第十一条～第十五条 (略)

(登録の取消し)

第十六条 主務大臣は、登録再生利用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十条第一項の登録を取り消すことができる。

一 不正な手段により第十条第一項の登録又はその更新を受けたとき。

- 二 第十一条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- 三 第十五条第二項の規定による指示に違反したとき。

四 (略)

- 2 第十一条第六項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

(主務省令への委任)

第十八条 (略)

第五章 再生利用事業計画

(再生利用事業計画の認定)

第十九条 食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の製造を業として行う者及び農林漁業者等(農林漁業者その他の者で特定肥飼料等を利用するものをいう。以下同じ。)又は農林漁業者等を構成員とする農業協同組合その他の政令で定める法人と共同して、再生利用事業の実施、当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用及び当該特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物、当該農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるもの(以下「特定農畜水産物等」という。)の利用に関する計画(以下「再生利用事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、

- 二 第十条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
- 三 第十四条第二項の規定による指示に違反したとき。

四 (略)

- 2 第十条第六項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

(主務省令への委任)

第十七条 (略)

第五章 再生利用事業計画

(再生利用事業計画の認定)

第十八条 食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の製造を業として行う者及び農林漁業者等(農林漁業者その他の者で特定肥飼料等を利用するものをいう。以下同じ。)又は農林漁業者等を構成員とする農業協同組合その他の政令で定める法人と共同して、再生利用事業の実施及び当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用に関する計画(以下「再生利用事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、当該再生利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

当該再生利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 再生利用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一～三 (略)

四 特定農畜水産物等の食品関連事業者による利用に関する事項

五～七 (略)

八 再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を行う者及び当該収集又は運搬の用に供する施設

九 (略)

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その再生利用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一～三 (略)

四 特定農畜水産物等の生産量のうち、食品関連事業者が利用すべき量として特定肥飼料等の利用の状況その他の事情を勘案して主務省令で定めるところにより算定される量に見合つ利用を確保する見込みが確実であること。

五 前項第八号に規定する者が、主務省令で定める基準に適合すること。

六 前項第八号に規定する施設が、主務省令で定める基準に適合すること。

4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を第

2 再生利用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
い。

一～三 (略)

四～六 (略)

七 (略)

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その再生利用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一～三 (略)

4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を第

二項第五号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならぬ。

(計画の変更等)

第二十条 (略)

2 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の認定を取り消すことができる。

一 認定事業者が、前条第一項の認定に係る再生利用事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて再生利用事業を実施していないとき。

二 認定事業者が、認定計画に従つて再生利用事業により得られた特定肥飼料等を利用してないとき。

三 認定事業者が、認定計画に従つて特定農畜水産物等を利用してないとき。

四 前条第二項第八号に規定する者が、同条第三項第五号の主務省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

五 前条第二項第八号に規定する施設が、同条第三項第六号の主務省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

3 (略)

二項第四号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならぬ。

(計画の変更等)

第十九条 (略)

2 主務大臣は、認定事業者が前条第一項の認定に係る再生利用事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて再生利用事業を実施しておらず、又は当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等を利用してないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 (略)

第六章 雑則

(廃棄物処理法の特例)

第二十一条 一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)(第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。)(は、同条第一項の規定にかかわらず、食品関連事業者の委託を受けて、同項の運搬の許可を受けた市町村(都の特別区の存する区域にあつては、特別区)(の区域から第十一条第一項の登録に係る同条第二項第三号の事業場への食品循環資源の運搬(一般廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下この条において同じ。)(の運搬に該当するものに限る。第四項において同じ。)(を業として行うことができる。

2 認定事業者である食品関連事業者(認定事業者が第十九条第一項の事業協同組合その他の政令で定める法人である場合にあつては、当該法人及びその構成員である食品関連事業者)(の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬(一般廃棄物の収集又は運搬に該当するものに限る。以下この項において同じ。)(を業として行う者(同条第二項第八号に規定する者である者に限る。)(は、廃棄物処理法第七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を受けないで、認定計画に従つて行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができる。

第六章 雑則

(廃棄物処理法の特例)

第二十条 一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)(第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。)(は、同条第一項の規定にかかわらず、食品関連事業者の委託を受けて、同項の運搬の許可を受けた市町村(都の特別区の存する区域にあつては、特別区。次項において同じ。)(の区域から第十条第一項の登録に係る同条第二項第三号の事業場への食品循環資源の運搬(一般廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第三項において同じ。)(の運搬に該当するものに限る。以下この条において同じ。)(を業として行うことができる。

2 一般廃棄物収集運搬業者は、廃棄物処理法第七条第一項の規定にかかわらず、認定事業者である食品関連事業者(認定事業者が第十八条第一項の事業協同組合その他の政令で定める法人である場合にあつては、当該法人及びその構成員である食品関連事業者)(の委託を受けて、廃棄物処理法第七条第一項の運搬の許可を受けた市町村の区域から認定計画に係る第十八条第二項第四号の事業場への食品循環資源の運搬を業として行うことができる。

3| 前項に規定する者は、廃棄物処理法第七条第十三項、第十五項及び第十六項、第七条の五並びに第十九条の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者とみなす。

4| 第一項の規定により一般廃棄物収集運搬業者が行う食品循環資源の運搬又は廃棄物処理法第七条第六項の許可を受けた登録再生利用事業者が食品関連事業者の委託を受けて行う再生利用事業（一般廃棄物に該当する食品循環資源を原材料とするものに限る。以下この項において同じ。）若しくは同条第六項の許可を受けた認定事業者が認定計画に従って行う再生利用事業については、同条第十二項の規定は、適用しない。

（肥料取締法の特例）

第二十二條 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出をしなければならないものが、第十一條第一項の登録又は第十九條第一項の認定を受けて特殊肥料（同法第二條第二項に規定する特殊肥料をいう。以下同じ。）の生産又は販売を行おうとする場合において、その者が第十一條第一項の登録を受け、又は第十九條第一項の認定を受けたときは、同法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出があつたものとみなす。

2 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、肥料取締法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出をしているもの（前項の

3| 前二項の規定により一般廃棄物収集運搬業者が行う食品循環資源の運搬又は廃棄物処理法第七条第六項の許可を受けた登録再生利用事業者が食品関連事業者の委託を受けて行う再生利用事業（一般廃棄物に該当する食品循環資源を原材料とするものに限る。以下この項において同じ。）若しくは同条第六項の許可を受けた認定事業者が認定計画に従って行う再生利用事業については、同条第十二項の規定は、適用しない。

（肥料取締法の特例）

第二十一條 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出をしなければならないものが、第十條第一項の登録又は第十八條第一項の認定を受けて特殊肥料（同法第二條第二項に規定する特殊肥料をいう。以下同じ。）の生産又は販売を行おうとする場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八條第一項の認定を受けたときは、同法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出があつたものとみなす。

2 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、肥料取締法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出をしているもの（前項の

規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く。)が、第十条第一項の登録又は第十九条第一項の認定を受けて再生利用事業を行うおととする場合であり、かつ、当該再生利用事業を行うに当たり同法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の規定による届出をしなければならぬ場合において、その者が第十一条第一項の登録を受け、又は第十九條第一項の認定を受けたときは、同法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の届出があつたものとみなす。

3 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行っている場合(次項に規定する場合を除く。)において、肥料取締法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の規定による届出をしなければならぬ事項について第十一条第五項の届出をし、又は第二十二條第一項の変更の認定を受けたときは、同法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出があつたものとみなす。

4 登録再生利用事業者又は認定事業者が特殊肥料の生産又は販売を行っている場合において、肥料取締法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の規定による届出をしなければならない事項について第十一条第五項の届出をし、又は第二十二條第一項の変更の認定を受けたときは、同法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の届出があつたものとみなす。

(飼料安全法の特例)

第二十三條 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三

規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く。)が、第十条第一項の登録又は第十八條第一項の認定を受けて再生利用事業を行うおととする場合であり、かつ、当該再生利用事業を行うに当たり同法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の規定による届出をしなければならぬ場合において、その者が第十条第一項の登録を受け、又は第十八條第一項の認定を受けたときは、同法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の届出があつたものとみなす。

3 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行っている場合(次項に規定する場合を除く。)において、肥料取締法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の規定による届出をしなければならぬ事項について第十条第五項の届出をし、又は第十九條第一項の変更の認定を受けたときは、同法第二十二條第一項又は第二十三條第一項の届出があつたものとみなす。

4 登録再生利用事業者又は認定事業者が特殊肥料の生産又は販売を行っている場合において、肥料取締法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の規定による届出をしなければならない事項について第十条第五項の届出をし、又は第十九條第一項の変更の認定を受けたときは、同法第二十二條第二項又は第二十三條第二項の届出があつたものとみなす。

(飼料安全法の特例)

第二十二條 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三

十五号。以下「飼料安全法」という。）第五十条第一項又は第二項の届出をしなければならぬものが、第十一條第一項の登録又は第十九條第一項の認定を受けて飼料安全法第三條第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料の製造又は販売を行うとする場合において、その者が第十一條第一項の登録を受け、又は第十九條第一項の認定を受けたときは、飼料安全法第五十条第一項又は第二項の届出があつたものとみなす。

2 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、飼料安全法第五十条第一項又は第二項の届出をしているもの（前項の規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く。）が、第十一條第一項の登録又は第十九條第一項の認定を受けて再生利用事業を行おうとする場合であり、かつ、当該再生利用事業を行うに当たり飼料安全法第五十条第四項の規定による届出をしなければならぬ場合において、その者が第十一條第一項の登録を受け、又は第十九條第一項の認定を受けたときは、飼料安全法第五十条第四項の届出があつたものとみなす。

3 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行っている場合（次項に規定する場合を除く。）において、飼料安全法第五十条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならぬ事項について第十一條第五項の届出をし、又は第二十条第一項の変更の認定を受けたときは、飼料安全法第五十条第一項又は第二項の届出があつたものとみなす。

4 登録再生利用事業者又は認定事業者が第一項に規定する飼料の製

十五号。以下「飼料安全法」という。）第五十条第一項又は第二項の届出をしなければならぬものが、第十條第一項の登録又は第十八條第一項の認定を受けて飼料安全法第三條第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料の製造又は販売を行うとする場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八條第一項の認定を受けたときは、飼料安全法第五十条第一項又は第二項の届出があつたものとみなす。

2 特定肥飼料等の製造を業として行う者であつて、飼料安全法第五十条第一項又は第二項の届出をしているもの（前項の規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く。）が、第十條第一項の登録又は第十八條第一項の認定を受けて再生利用事業を行おうとする場合であり、かつ、当該再生利用事業を行うに当たり飼料安全法第五十条第四項の規定による届出をしなければならぬ場合において、その者が第十條第一項の登録を受け、又は第十八條第一項の認定を受けたときは、飼料安全法第五十条第四項の届出があつたものとみなす。

3 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行っている場合（次項に規定する場合を除く。）において、飼料安全法第五十条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならぬ事項について第十條第五項の届出をし、又は第十九條第一項の変更の認定を受けたときは、飼料安全法第五十条第一項又は第二項の届出があつたものとみなす。

4 登録再生利用事業者又は認定事業者が第一項に規定する飼料の製

造又は販売を行っている場合において、飼料安全法第五十条第四項の規定による届出をしなければならない事項について第十一条第五項の届出をし、又は第二十条第一項の変更の認定を受けたときは、飼料安全法第五十条第四項の届出があつたものとみなす。

(報告徴収及び立入検査)

第二十四条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、食品関連事業者に対し、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第二十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

造又は販売を行っている場合において、飼料安全法第五十条第四項の規定による届出をしなければならない事項について第十条第五項の届出をし、又は第十九条第一項の変更の認定を受けたときは、飼料安全法第五十条第四項の届出があつたものとみなす。

(報告徴収及び立入検査)

第二十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、食品関連事業者又は認定事業者に対し、食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣等)

第二十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第七条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項の規定による当該事項の改定、第八条に規定する指導及び助言、第九条第一項の規定による報告の受理、第十条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令、第十九条第一項に規定する認定、同条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第二十条第一項に規定する変更の認定、同条第二項の規定による認定の取消し並びに前条第一項及び第三項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣

三 第十一条第一項に規定する登録、同条第二項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理、第十二条第五項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第十一条第六項（第十二条第二項及び第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十五条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示、第十七条第一項の規定による登録の取消し並びに前条第二項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該特定肥飼料等の製造の事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第二条第六項各号及び第七項の主務省令については、農林水産

一 (略)

二 第七条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項の規定による当該事項の改定、第八条に規定する指導及び助言、第九条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令、第十八条第一項に規定する認定、同条第四項（第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十九条第一項に規定する変更の認定、同条第二項の規定による認定の取消し並びに前条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣

三 第十条第一項に規定する登録、同条第二項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理、第十条第五項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第十条第六項（第十一条第二項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十四条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示、第十六条第一項の規定による登録の取消し並びに前条第二項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該特定肥飼料等の製造の事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。

一 第二条第六項の主務省令については、農林水産大臣及び環境大

大臣及び環境大臣の発する命令

二 第七条第一項、第九条並びに第十九条第一項、第二項第九号及び第三項第四号から第六号までの主務省令については、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣の発する命令

三 第十一条第二項並びに第三項第一号及び第二号（これらの規定を第十二条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条、第十五条第三項並びに第十八条の主務省令については、農林水産大臣、環境大臣及び当該特定肥飼料等の製造の事業を所管する大臣の発する命令

3 (略)

(経過措置)

第二十六条 (略)

第七章 罰則

第二十七条 第十条第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第五項又は第十五条第一項の規定による届出をせず、

臣の発する命令

二 第七条第一項並びに第十八条第一項及び第二項第七号の主務省令については、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣の発する命令

三 第十条第二項並びに第三項第一号及び第二号（これらの規定を第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条、第十四条第三項並びに第十七条の主務省令については、農林水産大臣、環境大臣及び当該特定肥飼料等の製造の事業を所管する大臣の発する命令

3 (略)

(経過措置)

第二十五条 (略)

第七章 罰則

第二十六条 第九条第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第五項又は第十四条第一項の規定による届出をせず、又

<p>又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第十三条の規定に違反した者</p> <p>三 第十四条の規定による標識を掲示しなかった者</p> <p>四 第十五条第三項の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をした者</p> <p>五 第二十四条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>六 第二十四条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第九条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>二 第二十四条第一項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>第三十条 (略)</p>	<p>は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第十二条の規定に違反した者</p> <p>三 第十三条の規定による標識を掲示しなかった者</p> <p>四 第十四条第三項の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をした者</p> <p>五 第二十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>六 第二十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第二十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>二 第二十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>第二十九条 (略)</p>
--	---

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

改正案

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九 条、第十条、第十三条、第十五条 第十七条、第十七条の三 第十 九条、第二十三条、第二十四条、第二十四条関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、 認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
	一〇八十九（略）		
九十一〇百五十八（略）	食品循環資源の再生利用等の促進に関 する法律（平成十二年法律第百十六号 ）（第十一条第一項（登録）の規定によ る登録再生利用事業者の登録（更新の 登録を除く。）	登録件数	一件につき 九万円

現行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九 条、第十条、第十三条、第十五条 第十七条、第十七条の三 第十 九条、第二十三条、第二十四条、第二十四条関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、 認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
	一〇八十九（略）		
九十一〇百五十八（略）	食品循環資源の再生利用等の促進に関 する法律（平成十二年法律第百十六号 ）（第十条第一項（登録）の規定による 登録再生利用事業者の登録（更新の登 録を除く。）	登録件数	一件につき 九万円

環境基本法（平成五年法律第九十一号）

改 正 案

現 行

<p>（中央環境審議会） 第四十一条 環境省に、中央環境審議会を置く。</p> <p>2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第十一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法</p>	<p>（中央環境審議会） 第四十一条 環境省に、中央環境審議会を置く。</p> <p>2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第十一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第一百十号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p>
--	--

3・4 (略) 律第四号()によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3・4 (略)